

タイ産生鮮こしょう（※）に対する輸入検査の強化について

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産生鮮こしょうから、基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されました。このため、本日からタイ産生鮮こしょうに対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、今回残留農薬が基準値を超えて検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

※ 生鮮こしょうとは、柄ごと収穫され房状になっているもので、生のまま炒め物などに用いられる。

<経緯>

- (1) 平成14年12月18日 1件目の違反
届出数量及び重量：1カートン、10.0 kg
検出農薬：クロルピリホス 0.30ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：名古屋検疫所
- (2) 平成15年5月19日 2件目の違反
届出数量及び重量：1カートン、10.0 kg
検出農薬：クロルピリホス 0.06ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：名古屋検疫所

<参考>

タイ産生鮮こしょう輸入実績
輸入届出重量

平成14年4月1日～平成15年5月19日（速報値）

	届出件数	検査件数	輸入重量
生鮮・冷蔵	274件	8件	2,479.8 kg